

＜特定相談支援事業所＞ 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出により算定できる加算と基本報酬について **（二重線の単位数）**

加算名	対象サービス	加算単位	概要	杉並区の対応	備考
地域生活支援拠点等機能強化加算	計画相談支援 地域定着支援 地域移行支援 自立生活援助	<u>500単位／月</u>	情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する。 計画相談支援及び障害児相談支援は、機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。 拠点コーディネーター1人当たり月100回を限度に加算。	当区では、各すまいるおよび基幹相談支援センターに配置されている緊急時コーディネーターが、左記コーディネーターの役割を担うものと考え、相談支援専門員への加算は当面考えていない。	
地域生活支援拠点等相談強化加算	計画相談支援	<u>700単位／回</u>	拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に、受け入れ実績（回数）に応じて月4回を限度に加算。	※地域生活支援拠点等機能強化加算における情報連携コーディネーターとは別と考える。 緊急時の対応を行ったことが分かる記録を作成し、5年間保管すること。区の求めがあった際は提出すること。 記録には、日時・対象者名・受給者番号・連携事業所名・要請内容を記載すること。	①加算の変更届を指導担当へ提出してください。
地域体制強化共同支援加算	計画相談支援	<u>2,000単位／回</u>	支援が困難な利用者に対して、相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービス等を提供する事業者の職員等が、当該利用者についての情報共有及び支援内容の検討を行ったうえで、在宅での療養上必要な説明及び指導を協働して実施するとともに、地域課題を整理し協議会に報告を行った場合に、月1回を限度に加算。	個別支援会議または関係者会議を開催したうえで、記録を作成し、5年間保管すること。区の求めがあった際は提出すること。 また、対応した個別の事例から、地域の課題と思われるものを抽出し、杉並区地域自立支援協議会本部又は各部会にて報告を行うこと。 なお、報告を行う際には、内容について協議会事務局である基幹相談支援センターへ事前に報告し協議すること。	①運営規程に、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ②加算の変更届を指導担当へ提出してください。
主任相談支援専門員配置加算 （Ⅰ・Ⅱ）	計画相談支援	Ⅰ： <u>300単位／月</u> Ⅱ： <u>100単位／月</u>	地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、常勤専従の主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算。	算定要件の内、「地域の相談支援の中核を担う機関として市区町村が認める事業所」の部分については、基幹相談支援センターと共同で実施する次の①～③のいずれかに参加していること。（※①～③のいずれかに参加している場合、「Ⅰ」を算定可） ①杉並区地域自立支援協議会本部、又は各部会 ②相談支援専門員スキルアップ研修の企画・運営 ③すぎなみ相談支援連絡会（すぎ相連）の運営委員会に属していること（運営委員としての参加であり、オブザーバー委員としての参加は不可。） （※④に参加している場合、「Ⅱ」を算定可） ④すぎなみ相談支援連絡会（すぎ相連）の「ちよこっと相談」のアドバイザーとして活動しており、その実績記録を作成し、保管していること	①加算の変更届を指導担当へ提出してください。
基本報酬	対象サービス	基本報酬単位	概要	杉並区の対応	備考
機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の基本報酬（要件追加）	計画相談支援	機能強化型サービス利用支援費 <u>（Ⅰ）2,014単位</u> <u>（Ⅱ）1,914単位</u> <u>（Ⅲ）1,822単位</u> 機能強化型継続サービス利用支援費 <u>（Ⅰ）1,761単位</u> <u>（Ⅱ）1,661単位</u> <u>（Ⅲ）1,558単位</u>	指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合に1月につき、左記のいずれかの所定単位数を加算。（算定できる単位数については事前届け出が必要）	算定要件は、次の①及び、②～④の内いずれかに参加していること。 算定要件の「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」とは次の①を指す。 ①杉並区地域自立支援協議会本部、又は各部会 算定要件の「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」とは次の②～④のいずれかを指す。 ②相談支援専門員スキルアップ研修の企画・運営 ③すぎなみ相談支援連絡会（すぎ相連）の運営委員会に属していること（運営委員としての参加であり、オブザーバー委員としての参加は不可） ④すぎなみ相談支援連絡会（すぎ相連）の「ちよこっと相談」のアドバイザーとして活動しており、その実績記録を作成し、保管していること	①基本報酬が変更になる場合は、変更届を指導担当へ提出してください（様式はの一まらいふに掲載しています）。 ②協議会への参画状況は、年度ごとに区で確認し、算定要件を満たしているか審査をします。

【加算の内容・請求についての問合せ】
杉並区保健福祉部 障害者施策課 指導担当
直通03-5335-7630

【地域生活支援拠点についての問合せ】
杉並区保健福祉部 障害者施策課 基幹相談支援係
直通03-5335-7672